

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>【総論】 残り10%の世帯も含めて、「光ファイバー・アクセス回線網」の整備と利用可能状態(アダプテーション)を求める。</p> <p>【理由並びに考察】 この大前提として、グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース(以下、本タスクフォース)の全構成員が、他国のブロードバンド整備計画の認識を、正しく持っているのか?(エグゼクティブ・サマリーや、誰かの意見の又聞きレベルではなく、自らの見識を以って捉えてきたのか?)を、問いたい。</p> <p>その、他国の計画の一例として、現在米国で掲げられている、「National Broad Band Plan」の第一章の、冒頭文を引用する。</p> <p>“In every era, America must confront the challenge of connecting our nation anew. いつの時代においても、アメリカは、新たに私達の国民を繋ぐという挑戦へと立ち向かわなければならない。”</p> <p>私達、日本においても、同じ課題に直面している。 この課題において、通信を核とした、日本の国内創富力・国際競争力向上の実現方法に向けた意見募集でもある、と捉えるものである。</p> <p>(1)本タスクフォースには、現在の状況について、正しい認識があるのか?</p> <p>まずは、「超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)」に対して、正しい認識があるのか?を問い質したい。</p> <p>この「超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)」とは、平成19年(2007年)6月29日に報告書が出された「次世代ブロードバンド技術の利用環境整備に関する研究会」(6ページ目)における</p> <p>“ブロードバンド・サービスが全く利用できないブロードバンド・ゼ</p>

口地域の世帯は 247 万であり、全国の 1827 市町村(2007 年(平成 19 年)4月1日現在)のうち、過疎、離島、中山間地域の 25 町村がブロードバンド整備されていないブロードバンド・ゼロ町村として取り残されている。”

と認識されているようだが、ここにおいては、以下の報告が続いている。

“都市部と地方部との間ではブロードバンドの整備に格差が生じており、また提供されている市町村内でも収容局からの距離等の問題で依然ブロードバンド・サービスの受けられない地域が存在するなど、デジタル・ディバイドが発生してきていることがうかがえる。”

平成 22 年(2010 年)現在においても、このデジタル・ディバイドにおける、対処方法が取られていないのが、現状ではないだろうか。

そして、本タスクフォースは、現在、ブロードバンド環境が整っているとされる地域においても、

(A) 何故、未だに ISDN やダイヤルアップ接続をする人達がいるのか？

(B) 何故、その人達は、ブロードバンドを望んでいないと思っているのか？

(C) 何故、その人達は、無線(3G 回線や WiMAX)で良いと思っているのか？

といった、一般的な疑問に対し、これらの利用者に対して、直接、その意見を求めたのだろうか？

私が、本タスクフォースの各部会、並びにワーキンググループを見てきた以上では、そのようなアクションは起こされていない。

各座長、構成委員、有識者ともに、それらの意見を聞こうとしていない。全てが、統計資料や NTT による資料を用いている。

そうした意見を、これらの利用者に対して直接聞かずに、田舎や離島、山間地には、「超高速ブロードバンドの需要が無い」、と半ば決めつけてはいないか？

何故、居住地域というマクロな視点で、その需要を判断しようとするのか？超高速インターネットを利用する権利を得るには、然るべき場所に居住せねばならないのか？それが、地方自治体の活性化を目指す総務省において行われる本タスクフォースのスタンスなのか？

また、この課題は、個人利用だけに留まらない。例えば、法人利用、業務利用において、光ファイバー回線サービスを契約出来ない場合、その地域に対して、新規出店／新規立地等を行えないケースがある。

それに加え、既存出店／既存立地等から、立ち退いてしまうケースもある。

こうした事が、現実として起きており、その要因において、地方の活力を削いでしまっている事も否めないのではないだろうか？

「超高速ブロードバンドの需要」とは、各座長、構成委員、有識者が判断するものではないだろう。まずは、その姿勢を問い質したい。

そして何よりも、本タスクフォースとは、総務大臣の諮問機関であり、その総務大臣が「原口ビジョンⅡ」(平成 22 年(2010 年)5 月 6 日)として提唱した内容について検討している筈である。(この基礎である、当初の「原口ビジョン」(平成 21 年(2009 年)12 月 22 日)から、以下の内容は構成されていた。)

この「原口ビジョンⅡ」とは、

- ・「ICT維新ビジョン 2.0 の推進 あらゆる分野における ICT の徹底利活用の促進 ～ヒューマン・バリューへの投資～」
 - ・「「緑の分権改革」推進プラン 地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会に ～地域からの成長戦略～」
 - ・「埋もれている資産の活用」
- から構成されている。

本タスクフォースにおいては、単に“「光の道」100%の実現”という視点だけに埋没するのではなく、“地方圏の人口空洞化に歯止め(定住自立圏構想・過疎対策)”といった地域活性化のビジョンを実現する為の施策の1つである事を、決して忘れてはならない。

(この点については、平成 19 年(2007 年)6 月 29 日に報告書が出された「次世代ブロードバンド技術の利用環境整備に関する研究会」(8ページ)でも指摘されている。)

(米国の NBP、豪州の NBN 等は、Rural Area(農村地域等)へのブロードバンド整備の必要性を説いている。)

尚、私が、個人として認識する所、政令指定都市や中核都市においても、光ファイバー・、ケーブル TV ブロードバンド、ADSL はおろか、ISDN すら引けない地区がある事を知っている。

ケーブル TV ブロードバンドや ADSL を契約していても、およそブロードバンドとは言えない速度で利用している人を知っている。

その理由が、主として、

- (イ) メタル回線の路線長(数 Km に及ぶ為、減衰が激しい)
- (ロ) メタル回線の老朽化(降雨、暴風時に不通となる)
- (ハ) ケーブル TV 事業者によるインターネット設備投資の抑制

に有る事を理解するべきである、と考える。

そして、ISDN(最大表記値:下り 64Kbps)しか提供されていない地域においては、光ファイバー回線サービス(最大表記値:下り 200Mbps)よりも高い月額利用料金の、フレッツ ISDN(月額料金は、標準価格:5,580 円(税抜き・ISP 無し))しか利用できない状態である事を、理解するべきである、と考える。

また、残り 10%の未整備エリアだけでなく、既に提供されている無線によるブロードバンド網については、その地域地域の気象環境において、利用に適さないケースがある事を理解しているのだろうか？

(この点については、平成 19 年(2007 年)6 月 29 日に報告書が出された「次世代ブロードバンド技術の利用環境整備に関する研究会」(29ページ)でも指摘されている。)

特に、離島、山間地においては、濃霧や降雪によって、地域全体の通信が遮断される事がある。(例:瀬戸内の島々、北海道)

しかしながら、こうした天候変化における不安を解消する手段の一つとして、通信の存在があるのではないか？

電子政府／行政や、遠隔地医療、画像診断等が、天候によって不可能になる事があっても良いのだろうか？

カタログスペック(表記速度)等で捉えるのではなく、現地・現場の人達の声を通じて、実質／実効状態を把握する事を、強く望む。

(例えば米国では、Broadband Test を通じて、その実質／実効状態の把握(データ・ドリブンな政策立案)に努めようとしている。)

なお、以上については、無線整備の必要性を否定するものではない。事業者間の競争環境並びに、利用者の利用選択制・利用可能性を高める為にも、固定と移動の用途が整備される事が望ましいからである。

米国においても、1つの事業者による1種類のサービス提供の場合は、競争状態を棄損するものとして、有線と無線のサービスが提供されるよう、無線の周波数帯域を提供しようとするものであり、無線だけの整備を目的としていない事を、その前提として理解するべきである。

よって、ここにおいて競争環境を構築する為にも、現在有線におけるドミナント状態になっている事業者並びにそのグループ企業に対し、新たな周波数帯域を割り当てる事とは、よりその独占的立場が強くなる懸念があるものとして、強く強く認識して置く事が必要である。

(2)本タスクフォースには、将来の展望について、正しい認識があるのか？

まず以って、各座長、構成委員、有識者ともに、将来の展望を行っているのだろうか？

総務省は、その独立行政法人として、NICT(情報通信研究機構)を管轄している。この NICT では、「新世代ネットワーク技術領域」において「フォトニックネットワーク」「光・量子通信」等が研究されている。

その主たる目的とは、高速度化、低電力化、暗号化である。

こうした技術は、主に、光ファイバー回線上で実現されるものである。

確かに、こうした技術が、今すぐに展開される訳ではない。

しかしながら、こうした要素技術をベースにして、21 世紀の革新を起こしていく事が、技術立国・知財立国として、日本が取るアプローチでもある。

そして、こうした技術が目指す所は、離れていても、この通信を通じ、情報をやり取りする事で、その場所に囚われず、豊かな社会活動・日常生活が行われる事であろう。

それにも関わらず、各座長、構成委員、有識者は、残り 10%の世帯の整備を行う方法に対し、積極的な姿勢が見られないのは何故か？

また、こうした豊かな社会活動・日常生活を実現するのは、総務省以外が管轄する分野でもある。

例えば、経済産業省、厚生労働省、国土交通省といった他省庁の管轄分野である場合もある。

家電であったり、医療機器であったり、建築物備品類であったりするが、この分野においても、高速な通信を用いる事で、新たな革新を起こし、省電力化、効率化、高高度性等を齎そうと立案している。

こうした他省庁において立案された、「成長戦略案」も踏まえて、通信網に期待されている事を展望すれば、「光ファイバー」に

よる「自宅、事業所等」への「アクセス回線網」が必要とされている事を、本タスクフォースとしては全責任を持ち、その実現を目指して欲しい、と願うものである。

(3) 日本電信電話株式会社(以下、NTT)は、整備を行う意志があるのか？

しかしながら、NTTは、第9回会合(平成22年4月20日)の「質問回答」(1ページ目)において、以下の様に返答している。

“不採算エリアの整備については、これまでどおり、国・自治体にコスト(初期投資・更改投資)全額をご負担いただいで進める公設民営方式をとることが必要と考えます。”

つまり、NTT 自体では整備をしないと明言している。そして、国・自治体が整備した路線に対して、ドミナント的立場で提供する事を示唆している。

例え、NTT 以外の事業者が運営するにしても、

(α) 税金投入による整備を、総務省はその選択肢として、今後も取り続けたいのか？

(β) 自治体に地方債を発行させて、その整備を行わせるのか？

(θ) 補助金を費やして、その整備を行わせるのか？

国民は、そうした視点で、この「ブロードバンド整備の在り方」を見ているのではないだろうか。

【結論】

以上の事から考えると、結論として以下の四点を満たす必要がある、と考える。

(一) 「残り10%の世帯」に該当する未整備エリア(ブロードバンド・ゼロ地域)においても、超高速インターネットを利用する環境を整えるべき。

(二) 上記(一)に該当はしていない、提供されている市町村内でも收容局からの距離等の問題で依然ブロードバンド・サービスの受けられない地域においても、超高速インターネットを利用する環境を整えるべき。

(三) 2015年を目途にした「100Mbps」の整備に留まらず、将来的に性能向上が可能なロードマップが見据えられる「光ファイバー・アクセス回線網」を利用できる環境を整えるべき。

	<p>(四) 税負担・公債発行を行わないで済む方策を、その第一優先選択肢とする事で、上記(一)(二)(三)を満たすべき。</p> <p>である。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>【総論】 NTT 東西会社の光ファイバー・アクセス回線網部門を、「資本・資産分離＋業務分離＋会計分離」し、別会社として、NTT 持株会社内から、独立させる事が必要と考える。</p> <p>【理由並びに考察】 まず、その前提として、総務省発行の、「平成二十二年度 通信白書」の『すべての国民が ICT の恩恵を享受する社会を実現する為の課題』(PDF 版 P.30～32)の資料をもとに、考察を述べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 「固定インターネット未利用者が固定インターネットを利用しない理由」 ▪ 「ブロードバンド・サービス利用を促進させる対策や支援策」 <p>→ 双方に【共通するアンケート意見】は、「初期費用(工事費など)」「お得な料金」に関する課題解決</p> <p>→ よって、「光の道構想」で求められる事とは、回線整備／維持において、この2点を満たす事。</p> <p>(1)物理的な整備をしても、魅力的なサービスを提供しても、使われない理由は、価格である</p> <p>これは、前記資料により、既に明白である。本タスクフォースの中では、特に有識者らが、「アプリケーションがないから」という事を、その最大理由として挙げていたが、そもそもとして、低廉な価格でなければ、その利用環境を入手／継続できないのである。</p> <p>ここで、注視しなければいけない点がある。 それは、現在、メタル回線の卸売価格(ドライカッパー料金)が上昇傾向である、ということである。 その最大の理由が、メタル回線サービスの契約件数減少により、不採算性が上昇しているからである。 平成 22 年(2010 年)2 月 26 日、「ドライカッパ(タイプ 1-1)」の接続料に対し、NTT 東日本が月額 1416 円(2009 年度比:93 円増、7.0%増)、NTT 西日本が月額 1410 円(2009 年度比:32 円増、2.3%増)の値上げの補正申請を行った。</p> <p>そして、光ファイバー・アクセス回線の卸売価格の高止まりである。現在、NTT 東日本が月額 4610 円、NTT 西日本が月額 4932</p>

円となっている。

このままでは、メタル回線サービスの契約者が減少する中で更にメタル回線料金が上昇し、光ファイバー回線サービスの契約者が伸び悩む中で光ファイバー回線が高止まりする、という、最悪の結果になるという懸念がある。

よって、超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、この光ファイバー回線の卸売価格ベースで、1400円以下を実現できる方策でなければならない。

この光ファイバー・アクセス回線の卸売価格ベースで、1400円以下を実現する事で、様々な利用用途において、光ファイバー回線サービスが利用され、超高速ブロードバンドの利用率を更に向上させる、というポジティブ・スパイラルへと転換させる必要がある。

(2) 光ファイバー回線サービスの契約の伸び悩みは、未整備がその要因の一つ

ところが、平成22年6月10日の日経産業新聞、7ページの記事、「光回線、ポイント制で解約防止 —NTT東、サイト模し登録促す(広告戦略)」によると、

“新しいマンションに引っ越した契約者で再契約しないケースが増えているという。”

“危機感を抱いた江部努社長は3月、2010年度の事業計画で「解約抑制に営業施策の軸足を移していく」との方針を明らかにした。”

との事である。

しかしながら、この施策は、間違っているとも言える。

私が個人的に知る限りでは、引っ越し先の地域並びに住居で、光ファイバー回線サービスを契約したくても出来ないケースがある。

つまり、展開の不整備が、契約数の伸びを減らし、解約数の増加を増やすという、最悪のサイクルになっているとも言える。

特にその要因として、2つが挙げられるだろう。

- ① 物理的に光ファイバー・アクセス回線が引き込まれていない
- ② いわゆる「8分岐問題」により、本来なら需要があるのに、NT

T側から契約を拒否される、若しくは人数が集まる迄待たされる

この事から、どの地域、どの住環境においても、光ファイバー回線サービスを、常に受けられる状態にしておく事が、超高速ブロードバンドの利用率を向上させる為の、必須要件である事が伺える。

(3)光ファイバー回線サービスの契約の伸び悩みは、メタル回線サービスとのカニバリズム(共食い)がその要因の一つ

光ファイバー・アクセス回線を100%配備した場合、メタル回線を100%配備済みの為、カニバリズムが起きる事は、自明の理である。

これは、どんな技術の置換えにおいても、必ず発生する事である。

業界は異なるが、お風呂を沸かす手段が、薪／石炭からガスへと置き換わった時と同じである。

しかしながら、現在、簡単にはメタル回線を廃止できない理由がある。

それは、

- ・「電気通信事業法」第六条(利用の公平)、第七条(基礎的電気通信役務の提供)

- ・「電気通信事業法施行規則」(基礎的電気通信役務の範囲)
“第十四条 法第七条 の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務(卸電気通信役務を含む。)とする。”

- “一 アナログ電話用設備(事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)第三条第二項第四号に規定するものをいう。以下この条、第二十二條の二の二第一項第一号及び第二十七條の二第二号イにおいて同じ。)を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの”

である。

よって、超高速ブロードバンドの利用率を向上させる為には、この「アナログ電話用設備」以外の回線を、「基礎的電気通信役務の範囲」とする事(つまり、光ファイバー・アクセス回線を用いた、音声伝送役務を、「基礎的電気通信役務の範囲」とする事)、並びに、「アナログ電話用設備」を、適宜、適用除外する事が求められる。

なお、この「基礎的電気通信役務の範囲」が法的根拠となっているが上に、「電話のユニバーサルサービス」が制度化されてい

る。

しかしながら、NTTは、第9回会合(平成22年4月20日)の「説明資料」の9ページ目において、以下の事を記載している。

“(参考)メタルから光へのマイグレーションに伴う主な課題
メタルから光への切替えは、NTTだけでなく、エンドユーザ(個人・企業)、セキュリティ等のサービス事業者、政府・自治体、他の通信事業者、等に広く関わる課題があり、関係者の理解を得ながら解決していく必要がある。”

ここにおける、利用実態は、「電話のユニバーサルサービス」とは異なる利用範囲、「電気通信事業法施行規則」(指定電気通信役務の範囲)第十八条、(特定電気通信役務の範囲)第十九条の三、である。

従って、NTTが主張する“メタルから光へのマイグレーションに伴う主な課題”と、アナログ電話用設備を維持する事の必要性は、分離して考える必要がある。

そして、「電気通信事業法」「電気通信事業法施行規則」上では、音声伝送役務以外の利用に関して、第六条(利用の公平)を条文化していない以上、このサービスを維持する事について、NTTが主張する事に対して、その法的・省令的な根拠はない。

もし、NTTが音声伝送役務を定めた、「基礎的電気通信役務の範囲」以外の用途において、メタル回線を維持するならば、それはNTTがNTTの責任において、自らの意志でサービスを提供すべき内容であり、この「電話のユニバーサルサービス」とは、業務上並びに会計上において分離して行うべき内容である、と考える。

また、同資料において、NTTは、
“電話を前提とした規制の見直し、加入権の扱い”
が課題で、メタル回線から光ファイバー・アクセス回線への切り替えが難しい旨を述べている。

(この電話加入権は、法人税法上では減価償却のできない無形固定資産とされている。)

総務省並びに、日本国政府として、この状態をどう解決していくかは、開かれた議論が必要であろうが、この、「電気通信事業法」第六条(利用の公平)、第七条(基礎的電気通信役務の提供)と、「電気通信事業法施行規則」(基礎的電気通信役務の範囲)“第十四条を見直す事で、解決をする必要があると考えられる。

その目的としては、カニバリズム状態を回避する為であり、不採算なメタル回線を廃止し、この利用権利を将来展望性ある光ファイバー・アクセス回線へと効率的に置き換える事とは、運営会社並びにエンドユーザ等の関係者が、経済的合理性の上に成り立つ仕組みにする事である。

(4) ケーブル TV 事業者による、ブロードバンドの競争性と発展性課題

メタル回線の性能向上は、既に見込みが薄い。

それは、米国NBPの第4章「Potential future issues for fixed broadband competition (固定ブロードバンド競争のための潜在的な今後の課題)」に示されている。

この米国の報告書の参考資料(Exhibit 4-H)によると、2000年以降、メタル回線を用いたブロードバンド性能の向上は見られておらず、“Recommendation 4.9”では、

“The FCC should ensure appropriate balance in its copper retirement policies. (FCC は、メタル回線の退役政策の適切なバランスを確保する必要がある。)”
としている。

その一方で、米国では、ケーブルTV事業者によるブロードバンドは、「DOCSIS 3.0」と呼ばれる高速化技術の展開により、超高速ブロードバンドの整備が見込まれているが、この背景の1つとして、米国のケーブルTV事業者のルーツが、地方電話会社であった事で、通信サービスの提供に力を入れている点にある。

日本におけるケーブルTV事業者のブロードバンド事業においては、果たして、「DOCSIS 3.0」等の展開計画はあるのだろうか？そして、将来的に、数 Gbps といったサービスを、この同軸ケーブル網において展開できるのだろうか？

また、ケーブルTVの同軸ケーブル網を用いた、「音声伝送役務」については、IP電話の品質問題対策(流合雑音)が必須となる。こうした観点からも、その基礎的要件が抱える物理的課題は避けて通れず、この「音声伝送役務」に該当できるかを、法律や省令によって、全て適用可能、とする事は困難であろう。

その場合において、適切なる、競争環境が展望できるのだろうか？

本タスクフォースでは、各ケーブルTV事業者には、今後のブロードバンドの整備・投資計画を提出する事が求められるだろう。

(米国の場合、一部事業者が、そのブロードバンド性能向上の為に、TVサービスを停止してその同軸ケーブルで実行できる有効帯域を確保したり、同軸ケーブルから光ファイバーに置換えたりする事例も見受けられる。)

(5) NTTによる、市場支配力の課題

以上の(1)～(4)を鑑みると、いずれ光ファイバーをベースとしたサービス回線提供を行わなければ、技術の発展は見込めなくなる日がやってくる事が示唆される。

もし、メタル回線を維持したり、ケーブル TV の同軸ケーブルを利用したりしても、その性能を上げれば上げる程、減衰問題やノイズ性はシビアになり、提供エリアが狭くなってしまふ。

例えば、ADSL の場合、現在、日本で提供中のサービスにおける最大表記速度は 50Mbps であるが、それは、あくまでも最大理論値であり、その理論値においても、メタル回線の総延長が 500m を超えた時点で 80%以下の能力となり、かつ急激にその速度は落ちる。そして、そのメタル回線の総延長とは、局舎から契約者までの直線距離ではない。場合によっては、局舎から出た時点で、既に何百 m も費やしている。

こうした事から、現在、総務大臣より諮問されている「100Mbps」のサービスを提供できるのは、光ファイバー・サービス事業者かケーブル TV 事業者(そのブロードバンド・サービスにおいて、光ハイブリッド対応を実施した事業者)しか無く、そのケーブル TV 事業者も、ごく一部の地域の契約者にしか、この値を提供できない事であろう。そして、それ以上の速度増加が今後も可能であるのか、展開計画が発表されていない以上、楽観的な観測を見込む事は出来ない。

特に、米国の事例を見ると、そのケーブル TV 事業者の本分である、TV サービスが提供できなくなる事態を鑑みると、(a)ケーブル TV 事業者がブロードバンド・サービスの提供を止めるか、(b)ブロードバンド・サービスの進化を止めるか、(c)TV サービスを止めるか、という3つの選択肢しかないからである。

これらを踏まえると、光ファイバー回線サービスを、現時点で提供できるのは、主にNTT、KDDI、電力事業者系であるが、NTT以外の各社は、そのサービスの提供地域は大都市中心であり、全国的に競争環境が存在しているとは言えない。

そして、NTT は、形の上では、他の事業者に対して、光ファイバー・アクセス回線網の卸売を提供しているが、その条件は、いわゆる「8分岐問題」によって、事実上、実現されていない。

また、NTT は、この光ファイバー回線サービスの独占的状态において、自社グループの ADSL サービス契約者を、光ファイバー回線サービスへと移行させる営業施策を取っている。ここにおけ

る、競争環境の無さが、結果として、提供料金の高止まりへと繋がっていると懸念されないだろうか？

(6) 「光ファイバー・アクセス回線網」の解放について

これらの課題を解決する事は、非常に困難である。

なぜならば、光ファイバー回線サービスの拡大を目指せば目指す程、その提供価格が下がれば下がる程、NTT の独占体制を助長するものとなり、現在 NTT 東西会社を合わせた光ファイバー回線サービスの市場占有率は約75%程度であるが、それ以上になってしまう可能性が否めない。

よって、これらを解決するには、どの事業者、どんな事業形態(但し、「電気通信事業法」「電気通信事業法施行規則」に則る)においても、この光ファイバー・アクセス回線網を用いたサービスを提供可能な状態とする事が肝要であり、現在の参入障壁的な状態を解決しなければ、その実現は不可能であると考ええる。

また、平成 22 年(2010 年)5 月 21 日の公正取引委員会による、「光ファイバケーブル製品の製造業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について」の独占禁止法違反認定を鑑みると、その整備における透明性が確保されているとも言えず、この整備費用は、最終的に、消費者の利益を棄損しているものである、とも言える。

特に、過去に整備された部分において、少なからず国税や地方税、地方債、補助金等の公的資金が投入された事を鑑みると、ここにおいて無駄な投資がされていた事が懸念される面において、誠に遺憾である、と表明せざるを得ない。

そして、現在、NTT は、NGN 計画を実施しているが、この NGN 計画は、更なる競争環境の無さを齎すものとして、各方面から警鐘の声が上がっている。

こうしたことから、超高速ブロードバンドにおける、事業者間の公正競争を一層活性化させる為には、このサービスレイヤー層を明確に分離した上で、公平なる競争環境を構築できる様にする為には、その路網部分である、「光ファイバー・アクセス回線網」の設備の全面的解放は、必須要件である、と考える。

つまり、光ファイバー回線サービスとは、基幹網(コア・ネットワーク)・アクセス回線網(アクセス・ネットワーク)・アクセス点(契約者先(自宅・事業所等))の3つから成り立っており、ここにおける OLT、ONU、最終利用形態(利用機器との物理的接続方法)等を含めたサービス競争が成り立つ。

また、光ファイバー回線サービスとは、WDM(波長多重)技術を用い、波長多重・分解装置を収容局と契約者先(自宅・事業所等)の双方に設置する事で、1本の光ファイバー・アクセス回線の中で、異なる事業者のサービスを乗せた複数から成り立つ波長帯を、その契約者に対して1波長以上提供する事が可能である。(この場合は、ONUは全て統一されている事(カラーレスONU)が望ましい。)

このサービスレイヤー層を明確に分離した結果として、基幹網を乗り入れて光ファイバー・アクセス網を借りる事業者や、一部の設備を独自に取り入れる事業者や、何か1つのアプリケーション(例:IP電話、映像サービス等)を独自提供する事業者等の参入を可能とする事で、「基礎的電気通信役務(音声伝送役務)」「指定電気通信役務」「特定電気通信役務」といった、役務ベースのサービス競争が見込めるからである。(この競争環境とは、必ずしも、現在の提供形態や物理的構築状態に依存するものではない。)

例えば、平成22年(2011年)3月10日における、イー・アクセス株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクBB株式会社、株式会社ビック東海の、共同プレスリリース「FTTH サービス市場におけるお客様利便性向上の実現に向けた取組みについて ～複数事業者によるNTT仕様OSU共用の検証結果～」によると、そのNTTの外販許諾品のOSU(OLT)、ONUを用いた商用設備環境での検証により、事業者振り分け用SWを設置する事で、いわゆる「8分岐問題」に囚われず、1ユーザ単位でも「光ファイバー・アクセス回線」を通じた光ファイバー回線サービスの実施が可能である事が、実証されている。

この事から、技術革新(イノベーション)とは、必ずしも全垂直統合型のサービス提供以外の方法にも発生し、そこにはサービス競争が発生する事が理解できるものである。

よって、このサービスレイヤー層の明確な分離を実現する為の、「光ファイバー・アクセス回線網」の設備を全面解放をする目的においては、この「光ファイバー・アクセス回線網」を用いる全ての事業者・事業形態において、全く同じ条件で利用可能とする事が必要である。

ところが、ここにおいて新たな課題に直面する。

それは、第9回会合(平成22年4月20日)にあたって、総務省が出席各社に出した事前質問が、その核心を突いている。

“質問9:事業者間のより一層公正な競争環境を整備するためには、NTT東西からアクセス網を別会社として分離する考え方もあり得る。この場合、アクセス会社がNTT持株内にあっても、アクセス網分離後のNTT東西は、ボトルネック設備(アクセス網)を持た

なくなるので、現行制度上は、NGNを含めてボトルネック性を根拠とする規制を課せなくなるが、この点についてどう考えるか。”

つまり、NTT 持株内において、「光ファイバー・アクセス回線網」を設備を全面開放し、全ての事業者・事業形態において、全く同じ条件で利用可能とする事とは、現行制度上、このボトルネック設備のボトルネック性が緩和される事による規制の枠組みからの適用除外によって、更にその NTT の独占性を高める可能性が否めない。

これらについては、本質問への、出席各社による回答においても、何らかのドミナント規制を設けるよう、要望が出されている。

また、NTT 持株会社内において、独立した別会社を設けた場合、その親会社並びに関係会社との間における、利益相反の懸念が発生する可能性が否めない。

つまり、公正で公平な、透明性を持った、「光ファイバー・アクセス回線網」の整備にあたっては、単に、業務分離や会計分離を行っただけでは、その実現性が満たされないのである。

よって、これらの目的を達成する為には、以下の四点を満たす必要がある。

(Ⅰ) NTT 東西会社並びに NTT 持株会社内から独立した会社組織によって実現する「光ファイバー・アクセス回線網」の「資本・資産分離と事業分離と会計分離」により、その親会社やその持株会社のグループ会社との間に起きる、利益相反を回避できるようにする。

(Ⅱ) NTT 東西会社並びに NTT 持株会社内から独立した会社組織によって実現する「光ファイバー・アクセス回線網」の「資本・資産分離と事業分離」により、この「光ファイバー・アクセス回線網」を用いた「音声伝送役務」を提供する事業者が行う、「電気通信事業法」第六条(利用の公平)、第七条(基礎的電気通信役務の提供)、「電気通信事業法施行規則」(基礎的電気通信役務の範囲)を明確にする事で、「電話のユニバーサルサービス制度」の提供を、正確に監視できるようにする。

(Ⅲ) NTT 東西会社並びに NTT 持株会社内から独立した会社組織によって実現する「光ファイバー・アクセス回線網」の「会計分離」により、「電気通信事業法」「電気通信事業法施行規則」に則る、どの事業者のどんな事業形態に対しても公正な競争環境が提供されているか、その整備における費用について公正な競争環境で入札が行われているか等は、マネー・フローベース(損益計算書や会計検査等)で把握可能できるようにし、監督官庁への報告を義務付けるものとする。

(Ⅳ) 上記(Ⅰ)～(Ⅲ)を実行するに当たり、政府並びに総務省は、指定電気通信設備制度におけるボトルネック性を根拠とする設備ベースの規制ではなく、総合的な市場支配力に基づいたドミナント事業者を規制し得る競争政策を用意する事で、公平で公正な競争環境を構築する。

なお、以上の場合においても、NTT は、公平で公正な競争環境の下で、この NTT 持株会社内から独立した会社組織によって実現する「光ファイバー・アクセス回線網」の「資本・資産分離と事業分離と会計分離」した会社から、他の事業者と同じ条件で借り受けられる光ファイバー・アクセス回線を用いる事で、今迄通り、光ファイバー回線サービスを継続したり、独自の NGN 計画を推進したり、自らの知見を基にした新たなサービス開発をしたりする事も、その公正で公平なる環境が齎される事により、可能となるのである。

【結論】

以上の事から考えると、結論として以下の十点を満たす必要がある、と考える。

(ア) 光ファイバー・アクセス回線を用いた電話用設備による「音声伝送役務」を、「基礎的電気通信役務の範囲」に加える。

(イ) 光ファイバー・アクセス回線を用いた電話用設備による「音声伝送役務」は、現状のメタル回線の電話用設備による「音声伝送役務」と同等価格での提供を実現する為、その卸売価格(ダークファイバー価格等を含めた価格)を月額 1400 円程度とし、その価格については、総務省が指導並びに認可するものとする。

(ウ) 光ファイバー・アクセス回線を提供する地域から、メタル回線のみを与えられた「音声伝送役務」を、光ファイバー・アクセス回線にも適用する為に、「電気通信事業法施行規則」第十四条(基礎的電気通信役務の範囲)を改正する。なお、日本全国に遍く光ファイバー・アクセス回線網を整備し、100%のアダプション(採用)を実現する為に、メタル回線を用いた「音声伝送役務」は、平成 28 年度(2016 年度)を目途に、原則廃止すると共に、光ファイバー・アクセス回線が敷設される契約者先からは、随時そのメタル回線への「音声伝送役務」を除外する。

(エ) 上記(ウ)に基づき、光ファイバー・アクセス回線を用いた電話用設備による「音声伝送役務」を契約並びに契約を希望した契約者(個人、法人とも)におけるメタル回線から、「電気通信事業法施行規則」第十四条(基礎的電気通信役務の範囲)を除外し、メタル回線で契約中の電話番号は、この光ファイバー・アクセス回線へと引き継ぎ利用できる事とする。なお、この光ファイバー・

アクセス回線は、「電気通信事業法施行規則」における(指定電気通信役務の範囲)(特定電気通信役務の範囲)のみの契約も可能とする。

(オ) 光ファイバー・アクセス回線が敷設されるにも関わらず、メタル回線を維持する場合は、「電気通信事業法施行規則」第十四条(基礎的電気通信役務の範囲)以外の契約のみを可能とし、そのメタル回線の利用に当たっては、今後における「音声伝送役務」は契約不可能である旨の承諾書を以って確認し、上記(ウ)(エ)に基づき、「電気通信事業法施行規則」第十四条(基礎的電気通信役務の範囲)から除外する。

(カ) 光ファイバー・アクセス回線は、「電気通信事業法」に基づく、どの事業者、どんな事業形態においても、「電気通信事業法施行規則」における(基礎的電気通信役務の範囲)(指定電気通信役務の範囲)(特定電気通信役務の範囲)に用いる事が出来るようにすると共に、その利用並びに貸出については、どの事業者に対しても公平である事を義務付ける。

(キ) 上記(イ)～(カ)を満たした光ファイバー回線サービスを実現する為に、光ファイバー・アクセス回線網部分に関する資本・資産・業務・会計部分は、NTT 東西会社から別会社として、「資本・資産分離＋業務分離＋会計分離」を実施し、新規敷設や設備維持管理等を行う。また、NTT 持株会社からも、「資本・資産分離＋業務分離＋会計分離」を実施する事で、ボトルネック性を根拠とする規制には囚われない公正な競争環境を構築すると共に、利益相反を回避する。

(ク) 上記(キ)における「資本・資産分離＋業務分離＋会計分離」をした光ファイバー・アクセス回線会社には、上記(オ)におけるメタル回線網は引き継がない。

(ケ) 上記(オ)に対しては、NTT 東西会社がその意志と責任を以って、サービス提供を行う。また、上記(ウ)(エ)に基づき、このメタル回線網を用いた「電気通信事業法施行規則」第十四条(基礎的電気通信役務の範囲)の実施は不可能とする事で、「電話のユニバーサルサービス制度」に頼らずに、その役務を提供する。(この残存したメタル回線を廃止をする事も、NTT 東西会社が、その意志と責任を以って行う。)

(コ) 上記(ア)～(ケ)における、公平で公正な競争環境を実現する為に、政府が、総合的な市場支配力に基づいたドミナント事業者を規制し得る競争政策を法制化する事で、総務省は、公平で公正な競争環境の構築並びに監視を行うと共に、適切な消費者利益が確保されるよう、その追求に極めて努める。

なお、メタル回線のマイグレーション方法(メタル回線を廃止して、光ファイバー・アクセス回線へと置き換える事)は、いくつかの案が考えられるだろうが、第9回会合(平成22年4月20日)において、ソフトバンクが提案している方法が、最も効率的かつ現実的な解となっている。

なぜならば、現在のNTT東西会社におけるメタル回線事業は、不採算事業となっており、この赤字を垂れ流す事とは、その結果として、税(主に法人税)納付額を押し下げているからである。

また、現在のメタル回線卸売価格(ドライカップー料金)以下の値段で、光ファイバー・アクセス回線を全ての事業者が使える事は、現在の「基礎的電気通信役務の範囲」「指定電気通信役務の範囲」「特定電気通信役務の範囲」への置換えも可能であるだけでなく、契約者(特に、「音声伝送役務」を利用する契約者)にとっても、金銭的負担が増加しない状態で、その利用が継続可能であるから、である。

この方法を用いれば、前記(オ)(ク)(ケ)に関する課題は無くなるものであり、NTT東西会社におけるメタル回線事業が理由となっている不採算性も無くなる事が見込まれるからである。

以上については、本タスクフォースとして、この提案が実現できるのか、NTTに対して、その速やかなる検証作業を行うよう、命令を出すべきであると考えます。

そして、他の事業者から(最も良いのは、NTT自らが、ボトルネック性を根拠とした規制に囚われる事無く、光ファイバー回線サービスにおける独占状態をも解消できる、公正な競争状態を実現可能な方策を提案し、競合他社の理解を得られる事)も、その整備計画、並び実現に向けた実効性のある具体的な提案を募集し、総務省の本タスクフォース、過去の研究会、並びに他省庁の「成長戦略」に照らし合わせた上で、開かれた議論を以って、その内容を詰めていく事が必要である。

これらについて、総務省並びにタスクフォースには、「原口ビジョンⅡ」で掲げられた、
”2015年頃を目途に、すべての世帯(4,900万世帯)でブロードバンドサービスの利用を実現”
という、期日に間に合うよう、その検証並びに検討を行う事が要請されるものであると考えます。(どのような目標においても、その期限を守り抜く、「必達」が原則である。)

その結果として、総務省発行の、「平成二十二年度 通信白書」の『すべての国民がICTの恩恵を享受する社会を実現する為の課題』を満たす、低廉な料金で利用可能となる実現策を以って、平成27年(2015年)を目途とする、「光ファイバー回線サービスの100%アダプテーション」が、「100Mbps以上」で実現される事で、その後の技術革新、サービス革新によって、国民全体が、そ

	<p>の利益を享受できる事が、大いに期待されている。</p>
--	--------------------------------